

# 令和 6 年 4 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 4 月 26 日 (金)  
午前 9 時 00 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和6年4月26日(金)  
午前9時00分開会 午前9時44分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第4号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
    - 議案第5号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
    - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
    - 議案第7号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
    - 報告第6号 農業委員会による最適化活動の目標の公表について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 23番 森下 秋吉

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

（局長） ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年4月総会を開会いたします。  
水野会長、よろしくお願いたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願致します。

議 長 23番 森下秋吉委員 から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いたします。

出席委員は、委員総数24名中23名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号22番 村松桂子委員、同24番 山崎裕通委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10日の書類説明会、農業委員による現地調査、19日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説

明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号16番、17番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せて御精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、10日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

資料1 6ページ 番号13番の分家住宅の案件について、転用者が建築指導課と調整する中で、土地の権利を譲渡人から譲受人のうちの一人に所有権移転する必要があることが判明しました。そのため権利の種類が使用貸借による権利の設定から所有権の移転へ、譲受人が2名から1名へと変更となりました。

それ以外の案件については、変更等はありません。

以上です、よろしくお願ひします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1 議案第1号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から18番までの18件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページから3ページまでをご覧ください。

番号1番から18番までにつきまして、書類説明会で御説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案を御覧ください。

御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第2号  
「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第2号、4ページをお願いします。  
番号1番から3番の3件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、番号1番から3番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、3件とも隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件です。  
一時転用については、該当ありません。  
以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号2番および3番の2件については農地法第4条第4項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第3号  
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から24番までの24件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第3号、5ページから8ページをお願いします。  
番号1番から24番までの24件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、番号19番・21番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・4番から6番・8番から10番・12番・15番から21番・23番・24番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・13番・14番・22番です。

番号3番・7番・11番は隣地の承諾がとれなかった旨の経過書の添付があります。隣地農地所有者を訪ねたが、太陽光発電設備は設置してもよいが、同意書への署名は拒否する旨の回答があったところと、相続放棄されており、相続人が不明なため、承諾がとれなかったところがあったとのことでした。現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないようにしており、パネルについても営農型太陽光発電設備の制度で求める夏至の日影図では隣接農地に影を落とさない配置を計画しており営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、番号3番から12番・15番・17番・19番が該当し、番号17番が電線の張替えに伴う工事敷地の案件で26ヵ月間、番号19番が太陽光発電設備の設置に伴う進入路の案件で13ヵ月間、番号3番から12番・15番が営農型太陽光の案件で10年間の計画です。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 17 番の 1 件については農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 4 号

「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。利用権設定の番号 1 番から 40 番までの 40 件を一括上程いたします。内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第 4 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、5 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 10 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 40 件 75 筆 84,925.00 m<sup>2</sup>でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 5 号  
「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。  
所有権移転の番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。  
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。  
議案第 5 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。  
農地流動化の申出があったもののうち、3 月 22 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。  
今回の案件につきましては、5 件 17 筆 31,699 m<sup>2</sup>でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 6 号  
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。  
利用権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。  
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。  
議案第 6 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明さ



せていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。

別添資料 1-2 をご覧ください。13 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 6 年 6 月 1 日付で利用権が移転する案件が 3 件 3 筆 4610.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 7 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 7 号 9 ページをご覧ください。

議案第 7 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 10 ページをお願いします。  
報告第 1 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件、及び 11 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 15 ページ 30 番までの 30 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。  
次に 16 ページをお願いします。  
報告第 3 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、農地所有適格法人からの報告です。  
この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。  
すべて要件を満たしていることを確認しました。  
次に 17 ページをお願いします。  
報告第 4 号の番号 1 番から 19 ページの 16 番までの 16 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。  
次に 20 ページをお願いします。  
報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。  
なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番の 2 筆のうち 1 筆が畑、もう 1 筆が雑種地でした。  
続きまして報告第 6 号 農業委員会による最適化活動の目標の公表につ

いて説明させていただきます。お手持ちの資料 1-3 をご覧ください。

本件、去る 3 月 28 日の委員全員協議会において共有させていただきましたが、一部の目標数値につきまして先日程行われました運営委員会にて時点修正の旨了承いただいた上で、本市ホームページにて公表させていただきました。

報告は以上です

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前 9 時 29 分中断)

＜農地銀行運営委員会議＞

(午前 9 時 31 分再開)

議 長 総会を再開いたします。

議 長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 9 時 44 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年4月26日

議 長  
(会長 水野 敏久)

議事録署名者  
(議席番号 22 番 村松 桂子 委員)

議事録署名者  
(議席番号 24 番 山崎 裕通 委員)